

# 入院中の患者様へ

食事療養費の料金は次のとおりです。

区分		負担額
70歳未満	一般所得	一食 490円
	低所得 (市町村民税非課税者)	一食230円 ※90日超で一食180円
70歳以上	一般所得	一食 490円
	低所得Ⅱ (市町村民税非課税者)	一食230円 ※90日超で一食180円
	低所得Ⅰ (市町村民税非課税者 であり、かつ一定所得 以下の者)	一食110円

「令和6年診療報酬改定」に基づく料金です。

詳しい内容についてお知りになりたい方は、医事担当、又は看護師までお尋ね下さい。